

令和6年度PMH（医療費助成）先行実施事業

レセコンベンダ向け 仕様に関する補足資料

2024年4月19日

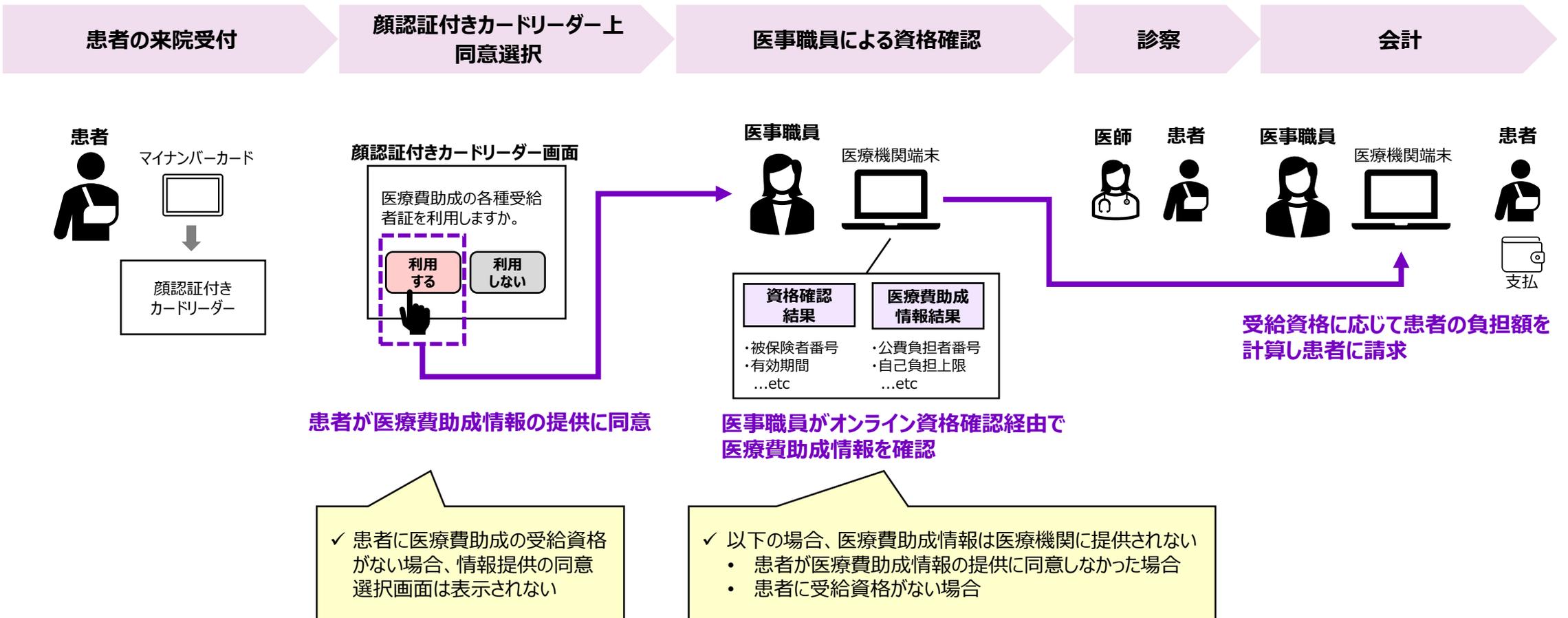
アクセンチュア株式会社

The Accenture logo, featuring the word "accenture" in a bold, lowercase sans-serif font. The letter "t" is stylized with a small, upward-pointing chevron symbol above it.

(前提のご共有) 医療機関における業務の流れと改修範囲

医療費助成情報はオンライン資格確認経由で医療機関に連携される。患者が顔認証付きカードリーダー上にマイナンバーカードをかざすことでオンライン資格確認と同時に医療費助成情報の照会が実施される。受給資格を有する場合はカードリーダー上に情報提供の同意選択画面が表示され、患者が同意した場合は資格確認結果とともに患者が保持する医療費助成情報が連携される。

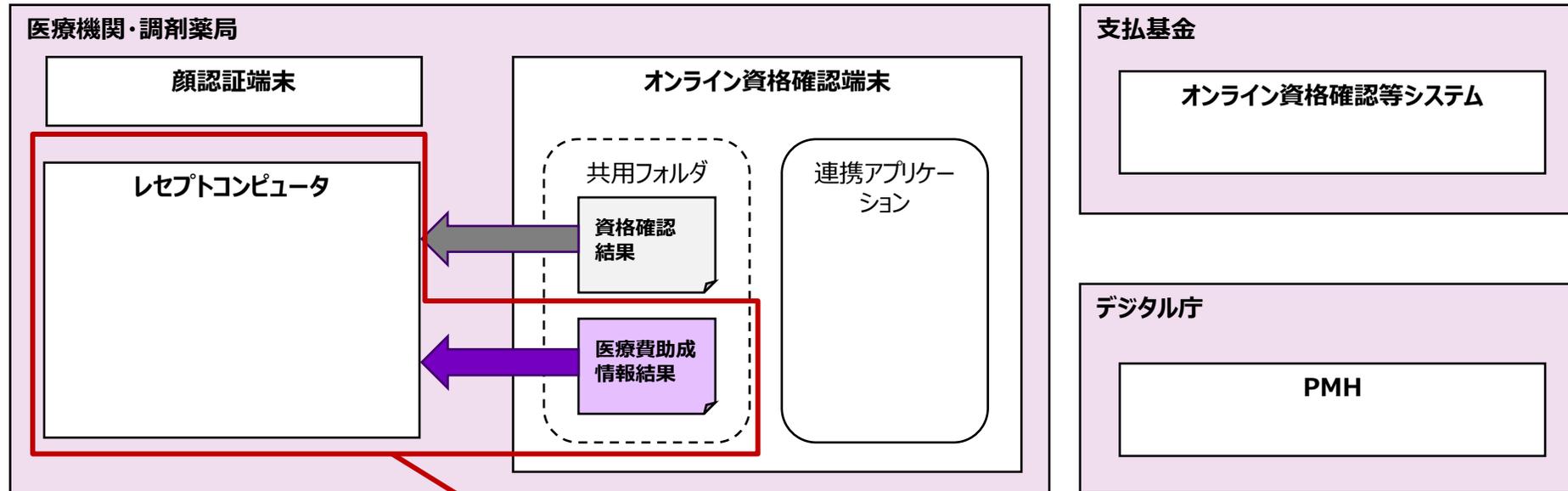
医療機関における業務の流れ



(前提のご共有) 医療機関における業務の流れと改修範囲

患者が医療費助成情報の提供に同意した場合、オンライン資格確認端末の共用フォルダに医療費助成情報結果ファイル（XML形式）が出力される。レセコンベンダ様には、出力されたファイルをレセコンに取り込むことが可能となるように改修いただきたい。

レセコンベンダ様に改修いただきたい範囲（赤枠）



- ✓ オンライン資格確認端末の共用フォルダに出力された医療費助成情報結果ファイル（XML形式）を取得しレセコンに反映する
 - 医療費助成情報結果XMLが格納されるディレクトリはデフォルトで「C:¥¥OQS¥¥res」が設定されるが、格納先のディレクトリはユーザ定義ファイルで定義されているため、必要に応じて変更することが可能

レセコン既存転記項目と受給者証券面項目に関する要件

医療費助成情報では、レセコン既存転記項目と受給者証券面項目の2つの項目群を連携する。各項目群に対するレセコン反映時の要件は以下のとおり。

レセコン連携時のデータ構造

医療費助成情報結果 (XMLファイル)

レセコン既存転記項目

公費負担者番号
受給者番号
...
指定医療機関情報
自己負担上限額
種別
負担定義
負担率 (日)
負担率 (月)
負担率 (回)
金額 (日)
...
有効期間開始日
有効期間終了日

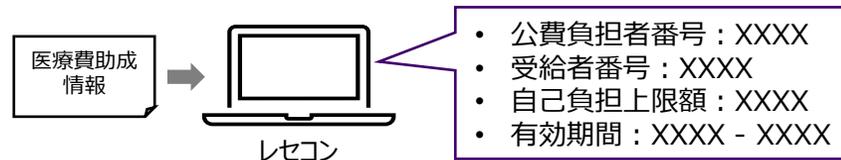
レセコン既存転記項目

- ✓ 従来の受給者証 (紙) を用いた運用において 医事職員がレセコンに入力していた項目群
- ✓ 各項目に対し受給者証の印字内容から該当する情報を設定しレセコンに連携する

※転記 = 医事職員がレセコンに手動入力する行為を指す

要件

- 負担計算や請求事務に必要な情報をレセコン内の管理項目に自動反映する
- 医事職員に手動で入力・選択させない、項目ごとにコピー・ペースト等で転記させない仕組みとする



受給者証券面項目

受給者証名
公費負担者番号
...
疾病名
指定医療機関名
...

受給者証券面項目

- ✓ 受給者証の券面情報すべてを記載する項目群
- ✓ 含まれる項目名や構造は受給者証ごとに可変

- レセコン上には表形式など視認性を保った状態で表示する

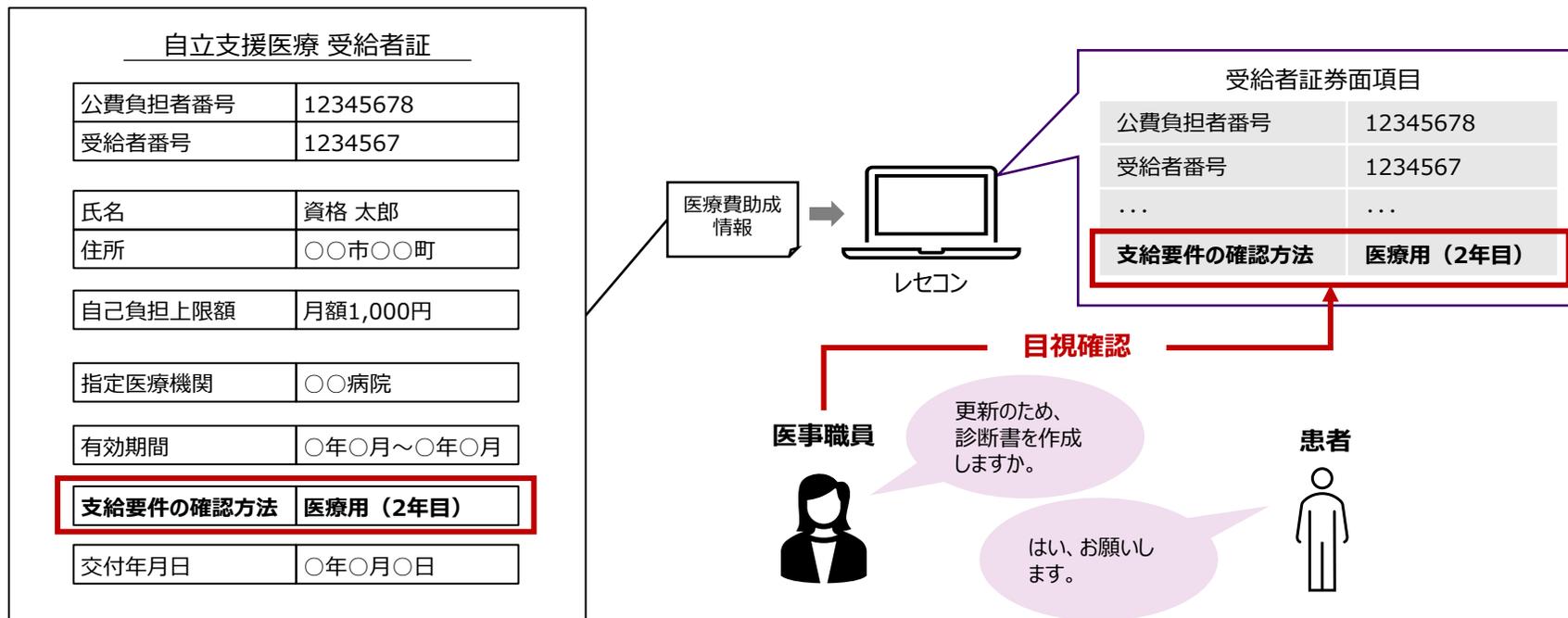


受給者証券面項目に関する補足

受給者証（紙）に記載された事項のうち、レセコンによるシステム管理は不要だが、医事職員による目視確認が必要な情報が存在する場合がありますため、医事職員が目視確認しやすい形式でレセコン上に表示いただきたい。

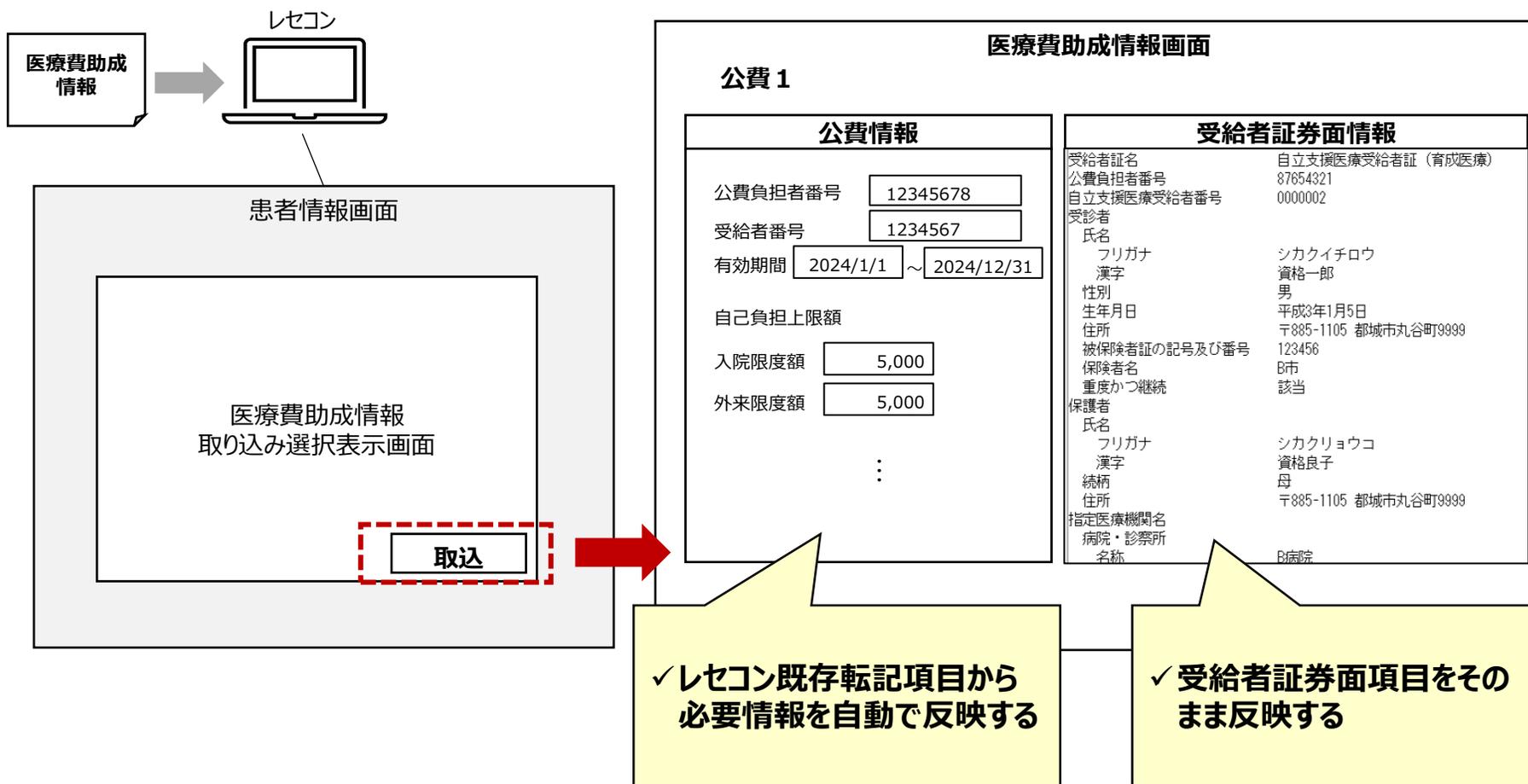
例：自立支援医療（精神通院）

「支給要件の確認方法」の記載により次回更新時の診断書の要否が分かるため、更新タイミングで医事職員から患者に口頭で確認・案内する。



(参考) レセコン反映イメージ

下記は例であり、医療費助成情報を取得しレセコンに反映する仕組みや画面構成等は各ベンダのシステム仕様に従って要件を満たすように改修いただく必要がある。



よくあるご質問

Q.

自己負担上限額などはシステム内のマスタで管理している。

この場合、PMHから連携されたレセコン自動転記項目について、レセコンへの自動取り込みは必須か？

A.

本取り組みは、PMHから医療費助成情報を連携することにより、**医事職員が紙の受給者証からレセコンに手動で情報を転記する手間を省略してレセコン内で負担金計算が実現できることを目的**としています。

PMHから連携される情報をすでにレセコン内でマスタ情報として管理しており、マスタ情報により正しく負担金計算ができるようであれば、**上記の目的が実現できることを前提として自動取り込みを必須とするものではありません。**

意図しない医療費助成情報の上書きを防止するための要件

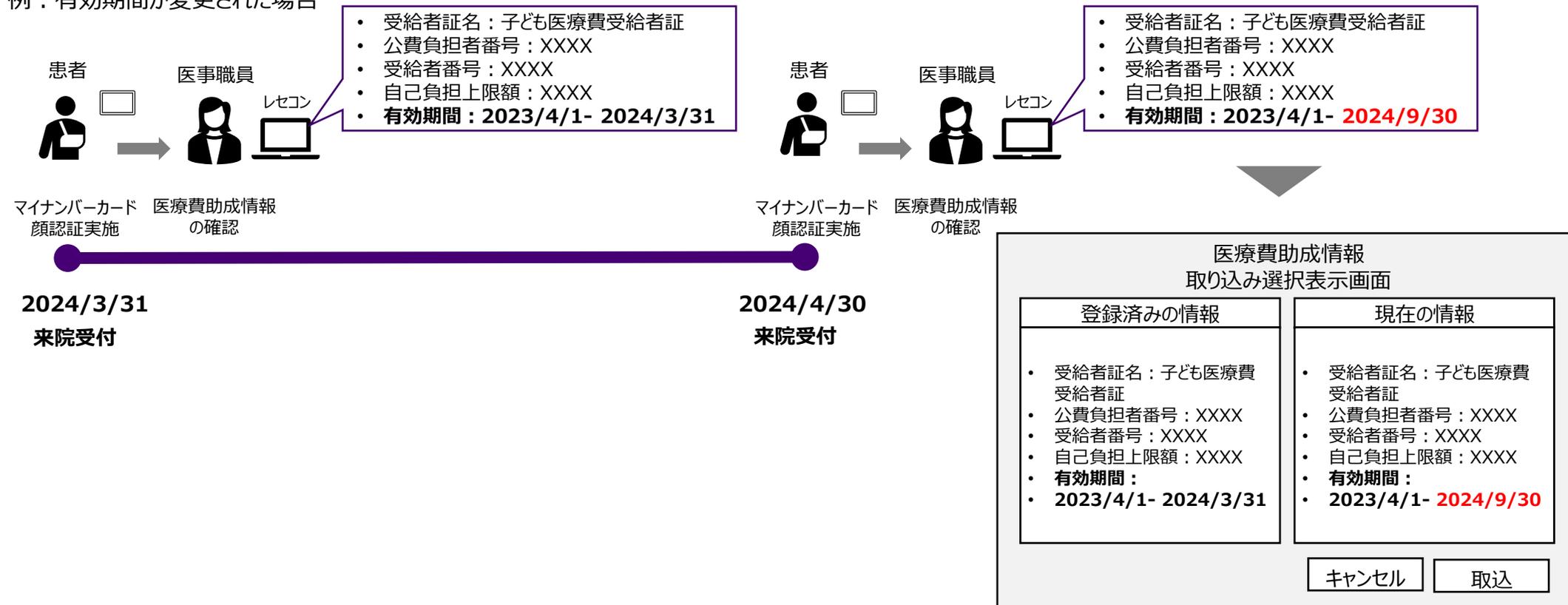
同一の患者に対して登録済みの医療費助成情報と異なる情報が連携された場合、意図しない上書きを防止する仕組みを構築いただく必要がある。

要件

➤ 同一の患者に対して、異なるまたは変更された医療費助成情報を取得した場合、意図しない情報の上書きを防止する仕組みにすること。

(例：ポップアップ表示により差異箇所を明示し、新規情報として取り込むかどうかユーザーに確認を促す)

例：有効期間が変更された場合

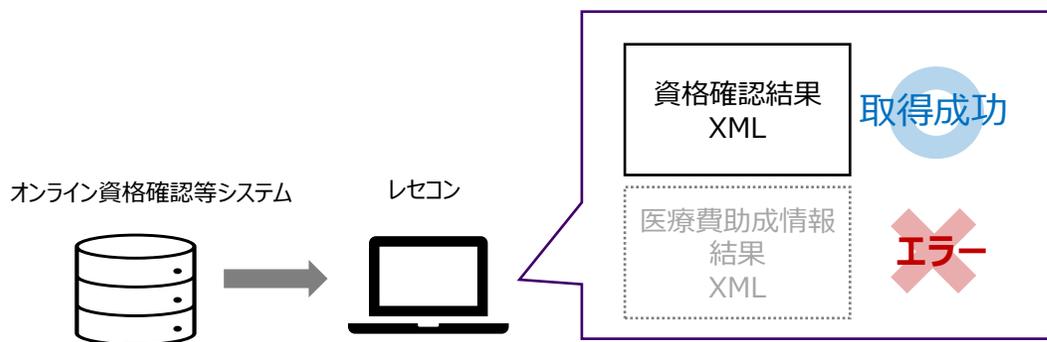


※上記の画面イメージは例であることに留意

エラー時の要件

オンライン資格確認は成功したが、医療費助成情報結果XMLの連携のみがエラーとなるケースがある。この場合のエラーハンドリングに関する要件は以下のとおり。

オンライン資格確認自体は成功し資格確認結果XMLが返却された一方、医療費助成情報結果XMLの取得に失敗した場合…



要件

- 資格確認結果XMLの取得に影響しない仕組みとすること
- 医療費助成がエラーで取得できなかったことを医事職員にも示すこと
 - ✓ 対象の患者について医療費助成が存在しないのか、エラーにより取得できなかったのかを区別可能にする必要がある
 - ✓ エラーにより取得できなかった場合、職員から患者に対して受給資格の確認や受給者証（紙）の提示を求める対応が想定される

(参考) 資格確認結果と医療費助成情報結果ファイルの紐付け

資格確認結果のXMLファイル内に含まれる要求データファイル名により資格確認結果と医療費助成情報結果を紐づけることが可能。また、医療費助成情報結果の取得がエラーとなった場合は、エラー理由を記載した「《要求データファイル名》.err」のファイルが出力される。

